

令和5年第10回

相良村議会9月定例会会議録

開 会 令和5年9月12日
閉 会 令和5年9月20日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 3. 5. 1

至R 7. 4. 30

職 名	氏 名	議席	職 名	氏 名	議席
議 長	黒 木 正 照	10	議 員	徳 田 正 臣	4
副議長	市 岡 智 恵	9	議 員	中 村 重 道	5
議 員	川 邊 一 徳	1	議 員	西 本 巳喜男	6
議 員	坂 田 朋 美	2	議 員	高 岡 重 盛	7
議 員	永 田 博 人	3	議 員	小 善 満 子	8

常任委員会構成

委 員 会	総務文教	産業福祉
委 員 長	高 岡 重 盛	中 村 重 道
副 委 員 長	西 本 巳喜男	永 田 博 人
委 員	黒 木 正 照	小 善 満 子
	徳 田 正 臣	市 岡 智 恵
	坂 田 朋 美	川 邊 一 徳
定 数	5 人	5 人

令和 5 年第 1 0 回 相良村議会定例会 会期日程

(会期 9 月 1 2 日から 9 月 2 0 日 9 日間)

月	日	曜	種 別	内 容
9	1 2	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 報告 報告第 5 号 (質疑) 報告 報告第 6 号、報告第 7 号 (質疑) 提案理由の説明 認定第 1 号から認定第 6 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 5 4 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 5 5 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 5 6 号から議案第 5 8 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 5 9 号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第 1 3 号 (質疑・討論・採決) 委員会付託 認定第 1 号から認定第 6 号 議案第 5 4 号から議案第 5 8 号
			委員会	付託議案審査 (連合審査)
9	1 3	水	委員会	付託議案審査 (連合審査)
9	1 4	木	委員会	付託議案審査 (連合審査)
9	1 5	金	委員会	付託議案審査 (連合審査)、各常任委員会
9	1 6	土	休 会	
9	1 7	日	休 会	
9	1 8	月	休 会	
9	1 9	火	本会議	一般質問

9	20	水	本会議	委員会審査の結果報告（各常任委員会） 認定第1号から認定第6号 議案第54号から議案第58号 （質疑・討論・採決） 議案の上程 提案理由の説明 発委第2号 （質疑・討論・採決） 提案理由の説明 発委第3号 （質疑・討論・採決） 相良村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 議員派遣の件 閉会中の継続調査申し出の件 閉会
---	----	---	-----	--

第 1 0 回相良村議会 9 月定例会会議録

令和 5 年 9 月 1 2 日（火）開会

（第 1 号）

相 良 村 議 会

令和５年第１０回相良村議会定例会（第１号）

令和５年９月１２日

午前１０時００分開会

於 会議場

開 議

１．議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第２ | 会期の決定 |
| 日程第３ | 報告第５号 令和４年度株式会社さがら経営状況報告について
(質疑) |
| 日程第４ | 報告第６号 健全化判断比率の報告について |
| 日程第５ | 報告第７号 資金不足比率の報告について
(質疑) |
| 日程第６ | 認定第１号 令和４年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第７ | 認定第２号 令和４年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第８ | 認定第３号 令和４年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第９ | 認定第４号 令和４年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第１０ | 認定第５号 令和４年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第１１ | 認定第６号 令和４年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(質疑) |
| 日程第１２ | 議案第５４号 相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第１３ | 議案第５５号 令和５年度相良村一般会計補正予算（第７号）
(質疑) |
| 日程第１４ | 議案第５６号 令和５年度相良村簡易水道特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１５ | 議案第５７号 令和５年度相良村農業集落排水特別会計補正予算
(第２号) |
| 日程第１６ | 議案第５８号 令和５年度相良村介護保険特別会計補正予算（第１号）
(質疑) |

日程第 17 議案第 59 号 村道路線の認定について
(質疑・討論・採決)

日程第 18 同意第 13 号 相良村教育委員会委員の任命について
(質疑・討論・採決)

日程第 19 委員会付託 認定第 1 号から認定第 6 号、議案第 54 号から議案第
58 号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(9 名)

1 番 川 邊 一 徳 君	6 番 西 本 巳喜男 君
2 番 坂 田 朋 美 君	8 番 小 善 満 子 君
3 番 永 田 博 人 君	9 番 市 岡 智 恵 君
4 番 徳 田 正 臣 君	10 番 黒 木 正 照 君
5 番 中 村 重 道 君	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1 名)

7 番 高 岡 重 盛 君

4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(10 名)

村 長 吉 松 啓 一 君	建設課長 大 土 手 寛 君
教 育 長 緒 方 俊一郎 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
会 計 管 理 者 渋谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君	代表監査委員 渡 邊 法 光 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分

○

○議長(黒木正照君) おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。定足数に達しておりますので、令和 5 年第 10 回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

○

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、2 番議員、坂田朋美君、

{「はい。」と、2 番議員。}

3 番議員、永田博人君を指名します。

{「はい。」と、3 番議員。}

○

日程第 2 会期の決定

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 9 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 9 月 20 日までの 9 日間に決定しました。

○

日程第 3 報告第 5 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、報告第 5 号、令和 4 年度株式会社さがら経営状況報告についてを議題とします。本件について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。今回からタブレットの使用ということで、ちょっと不慣れですが、タブレットを見ながら報告させていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。それでは、報告第 5 号、令和 4 年度株式会社さがら経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、ご報告申し上げます。タブレットでは 1 ページからご覧ください。さがら温泉茶湯里は都市と農村との交流を目的として、平成 9 年 9 月から営業を開始し、27 年目を迎え、令和 5 年 6 月 10 日現在、約 574 万人にご来館いただきました。近年はコロナ禍の影響はもとより、半導体不足の影響や原油価格、原材料価格の高騰などの影響で大変厳しい状況下でございます。一方、コロナ感染症による行動制限や入国時の規制対策が緩和となり、各地でのイベントなどが徐々に再開され、ウィズ・コロナ社会へシフトが強まっていく

中、観光、宿泊を中心に持ち直しの兆しが見えつつあるところでございます。令和4年度の経営状況につきましては、お手元の第26期定期株主総会資料に記載しております事業報告書及び収支計算報告書のとおりでございますが、当期純利益は2,341万円のプラスでございます。特に宿泊部門におきましては対前年比168パーセントの売り上げ増加、交流棟部門で対前年比193パーセントの売り上げ増加が主な要因と考えております。令和4年度の入館数につきましても、新型コロナウイルス感染拡大による影響もありましたが、12万3,404人で前年比約109パーセント、9,721人の増加の結果となりました。令和5年度におきましては、経費削減はもとより、企業活力、地域活力、組織の活力の三つの活力により、事業構築や事業の変革の起点となる新規事業を展開するなど、相良村及び諸団体と連携した営業を基軸に集客を目指して参ります。以上、簡単ではございますが報告第5号、令和4年度株式会社さがらの経営状況報告とさせていただきます。

○議長(黒木正照君) 報告が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。質疑をさせていただきます。先日、株さがらの経営状況報告をしていただきまして、数字的には適正に評価、作成されたものだと思っておりますが、株さがら、施設としての茶湯里は、これはもう村からすれば組織的な営業部門でありましょうが、村民からすれば、やはりこれは村民の豊かな生活を実現するための、地域も含めて、福祉部門だというふうに考えておるところであります。癒しの場面ですね。それで、前も同じようなことを申し上げたと思いますけども、私がまず現職中にも、これは課題としてきたことではあります。これは報告書、役員名簿、19ページ目ですかね。19ページ目に役員名簿が載っております。次の20ページに株主名簿が載っておりますが、これは経営的に仕方ないことだと思いますけども、出資者、株主がそのまま役員になっているという状況でありまして、なかなかこの施設の性格からすると、この関係性というのは、あまり私は適正な経営ができる状況でないと思って、私が現職の時も、人材、適材がいらっしゃるならば、役員として株主じゃない方を求めて探してたわけでありまして。そこで、決してこれは能力的なものとか、そういうことを問うてるわけではなくて、小さい組織の中で親子関係で役員に入ってもらっしゃる方がいらっしゃいますので、通常であるならば一定の親等関係におる人材というのは、これは一つの、経営するとか、避けるべきことだと思って、通常であるならば会長ではなくて、副会長とか次の立場にいる方を株さがらの役員として持つてくるべきだったかと思っておりますが、それが改善されずにそのままありますけども、この役員の構成について、その点、経営も含めて村長が、社長がどういった考えをお持ちなのかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) お答えしますが、株主の方が役員ということで、従来通り、4番議員も前任者でございましたので、その方向でやっておりまして、株主、Misumiさん、むつみ交通さん、熊本中央信金さん、J Aさん、森林組合さん、それと球磨酪農さん、それと商工会ということで、株主の方がそのまま役員と。当然、役員で来られる場合はそちらに申し上げて、結果的には代表の方が来られたということです、こちらから副会長をやってくれとか、専務やってくれとかいうことではないと思っておりますので、各会社、団体の代表の方が来られた、代表の方をやっていただいたということになります。以上です。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) ご存知だと思いますけど株主が役員、取締役になる必然性は全くない、関係ない話でありまして、やはり今のこの社会状況を考えれば、株主に限定せずに広く人材を、村内以外含めて、やはり役員構成を考えるべきではないかなと思ったところであります。その中で親子関係にあるというのは、非常にこれ閉塞的な人事関係になりますので、これはつきり社長として、最大株主でありますので、村は。これはやはり会長ではなくて副会長を送ってくれということで、その組織代表として取締役を送り込んでいただくような工夫を経営者としてやはりやっていくべきではなかったかなと。かつてそういった経緯が相良村でありますので、そのところは企業経営的な発想、ガバナンスをもうちょっと考えて、少しずつ考えていく時代になってきたんじゃないかなと私は思っています。答弁はちょっとそういった答弁でありましょうからそれでいいですが、もう1点よろしいですかね。これちょっと質疑ですから、もちろん。厨房に、前からちょっと議論されてるところでありますけども、調理師の免許を、資格を持った方が厨房に、厨房です。配膳等ではないです。厨房で料理を作られる方として今現在いらっしゃいますでしょうか。ちょっとその点お尋ねいたします。組織の中にいるだけでなくて厨房の中で実際調理をやってる立場で調理師免許を持った方がいらっしゃるかです。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 結果的には、この施設全体が保健所の許可を、ご存知のとおり受けておりますので、調理の免許を持たなくてもいいということになっておりますが、今質問された部分について、調理のほうに、厨房の中に免許持ちがいるかいけないかという話ですが、おられます。お1人。以上です。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 厨房の中で実際、料理は、調理、いわゆる調理をされてる方がい

らっしゃるという方は、その立場的には料理長とか副料理長という立場ではないんですか。俗に言うなんというかな、スタッフとしていらっしゃるということですかね。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) お答えします。現在3名の方が調理師免許を持たれて、言われたスタッフの中、この厨房の中に1人、専属で作る人がいるということになります。

○4番(徳田正臣君) 料理長とか副料理長という立場ではないということですか。

○村長(吉松啓一君) いや料理を作るほうで、

○4番(徳田正臣君) 副料理長で、

○村長(吉松啓一君) はい。

○4番(徳田正臣君) はい。

○村長(吉松啓一君) 以上です。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、分かりました。その点ですね、地域の方、宿泊者の方が心配されておりますので。本来でしたら限られた資格なので、やはり料理長として処遇されるべきかなと。料理長という立場の方は資格は持ってらっしゃらないわけですよ。ということは。副料理長の方は持っていらっしゃるわけでありまして。それは分かりました。できるだけ、これはもう人事、社長の人事でありますけども、やはり料理長という厨房のトップの方が資格を持ってない、やはりあれだけの施設というのは、茶湯里というのは非常に大きな組織でありますので、やはり厨房のトップには、責任者というのはやはり調理師免許を持った方をトップに据えるのが通常でないかなと。そのことがやはりお客様の安心安全に繋がるし、それが最終的にはやはりお客様がいっぱいいらっしゃるって増収増益に繋がるんじゃないかなと思っておりますので、これ質疑でありますけども、どうかその点、ご配慮いただきますようによろしくお願いします。それとちょっと、もう一つだけ、これ質疑ではないんですが、これちょっと後で気づいたことで、すみません、ちょっと細かいことですが、20ページの株主名簿の一番下に米印で額面株式、1株の金額5万円と書いてありますけど、これはもういらないんじゃないかと思うんですよ。はっきり言って。今もう20数年前に商法改正があって、額面、無額面というのが昔ありましたけども、今、額面株式はなくて、すべて無額面株式になっておりますので、これはいらないわけでありまして、これは削除されたほうがいいかなということでもあります。もう20数年前の商法改正ですんで。確認をよろしくお願いします。質疑は以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 私は、今、4番議員が言われました、株式会社さがら役員名簿のことについてですが、何か親子のこととか何か言われましたが、これは肩書きでそのような役職になっていらっしゃるの、私たちはそういうようなことは全然感じておりません。だから村としては、この人は親子だからこういうのなられんとか、この人はこうだからというような私的なことまで考えれば何にも先に進んでいきません。だからその人達はそれなりの立場で一生懸命頑張ってこの役職に就いていらっしゃるの、でございますので、その役職で、相良村がこちらの方ということで選んだということは、私はこれで最高だと思いますので、前回、4番議員が言われたように、そのようなことが議員が全部思っているというようなことがないように。私は、このことで決めているという相良村の方針は素晴らしいことだと思いますので、このように親子関係とか個人的なことは絶対考えておりません。以上です。

○議長(黒木正照君) 8番議員、ちょっとお待ちください。
{「質疑ですから。」と、4番議員。}

○8番(小善満子君) え、

○議長(黒木正照君) 今、ちょっと、

○8番(小善満子君) はい、はい。

○議長(黒木正照君) 今のことに對して、村長、

○8番(小善満子君) そのことについて、それなら村として、
{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

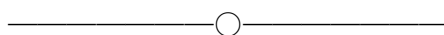
○村長(吉松啓一君) 4番議員が質問されて、8番議員が質問していただきましたが、小さい村ですので、親子関係が、これはたまたま茶湯里に關係の、資本關係の、親子ということになります、ちょっと例が違いますが福祉關係で、うちの場合は福祉關係で医師の方と施設の方と、また違う施設の方で親子3人という會議もございしますので、それはそれで専門の會議ということでそういう會議もやっておりますので、その時には3人、またそれに親戚が来て4人ということがありますが、それはもう専門、専門のことでやっておりますので、これも株主の長の方が来られるということで、そのままに今までもなっておったし、今から先もそのようにしたほうがいいんじゃないかなろうかとは考えておりますが、問題は相手方ですので、相手方が違う人を指名されればそれだと思っております。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 私の質問はそれだけです。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで本件の報告は終わりました。



日程第4 報告第6号から日程第5 報告第7号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、報告第6号、健全化判断比率の報告について及び日程第5、報告第7号、資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。本件について報告を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、報告第6号、健全化判断比率の報告について及び報告第7号、資金不足比率の報告につきまして一括してご説明申し上げます。タブレットでは25ページからをご覧ください。まず、報告第6号、健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づいて実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率という4つの健全化判断比率を算定し、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。以上かな。以上たいね。なお、失礼しました。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため数値は出ておりません。また、実質公債比率は8.4パーセントで対前年度プラス0.2ポイント、将来負担比率については、令和3年度決算と同様の0パーセントでございます。次に、報告第7号、資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、相良村簡易水道特別会計及び相良村農業集落排水特別会計の令和4年度決算に基づいて資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。なお、各会計について資金不足はありませんでしたので数値は出ておりません。以上、報告第6号、健全化判断比率について及び報告第7号、資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長(黒木正照君) 報告が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで本件の報告は終わりました。



日程第6 認定第1号から日程第11 認定第6号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第6、認定第1号、令和4年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第6号、令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。本件について説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、認定第1号、令和4年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定から認定第6号、令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計

○議長(黒木正照君) 村長、

○村長(吉松啓一君) はい、

○議長(黒木正照君) ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。

○村長(吉松啓一君) はい、はい。

○議長(黒木正照君) 決算を見ていただいてよろしいですか。皆さん。

{「決算。」と、呼ぶ者あり。}

○議長(黒木正照君) はい。すみません。よろしいですか、決算。開いていない方、手を挙げてください。暫時休憩とします。



休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 23 分



○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 再三、いろんなタブレット関係でお互いちょっとごちないですが、よろしくお願いします。それでは途中になりますが、認定第 1 号、令和 4 年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定から認定第 6 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定までを一括してご説明申し上げます。まず、認定第 1 号、令和 4 年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。一般会計決算書 225 ページ、タブレットでは 121 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり歳入総額が 58 億 5,659 万 5,000 円、歳出総額が 53 億 6,053 万 4,000 円で、歳入歳出差引額が 4 億 9,606 万 1,000 円の決算となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして繰越明許費繰越額を 2 億 139 万円、事故繰越し繰越額を 630 万 3,000 円、合計 2 億 769 万 3,000 円を繰越いたしましたので、実質収支額は 2 億 8,836 万 8,000 円となりました。なお、令和 4 年度の主要施策の成果につきましては 239 ページ、タブレットでは 128 ページ以降の主要施策の成果説明書をご覧くださいますようお願いいたします。次に、認定第 2 号、令和 4 年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。タブレットでは 142 ページからになります。特別会計決算書、国保 31 ページ、タブレットでは 159 ページ、実質収支に関する調書でご説明いたします。歳入総額が 5 億 6,108 万 4,000 円、歳出総額が 5 億 3,779 万 9,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 2,328 万 5,000 円の決算となりました。また、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、基金への繰入額は 590 万円でございます。なお、令和 4 年度の主要施策の成果につきましては国保 33 ページ、タブレットでは 160 ページの主要施策の成果説明書をご覧くださいますようお願いいたします。次に、認定第 3 号、令和 4 年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。タブレットでは 161 ページからになります。特別会計決算書、簡水 17 ページ、タブレットでは 171 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。歳入総額、1 億 3,739 万円、歳出総額が 1 億 3,103 万 5,000 円で、歳入歳出差引額は 635 万 5,000 円の決算となり

ましたが、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして繰越明許費繰越額を 429 万円繰り越しましたので、実質収支額は 206 万 5,000 円となりました。なお、令和 4 年度の主要施策の成果につきましては簡水 19 ページ、タブレットでは 172 ページの主要施策の成果説明書をご覧くださいますようお願い申し上げます。次に、認定第 4 号、令和 4 年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。タブレットでは 173 ページからになります。特別会計決算書、農排 17 ページ、タブレットでは 183 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。歳入総額が 2 億 1,107 万円、歳出総額、2 億 202 万 1,000 円で、歳入歳出差引額が 904 万 9,000 円の決算となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして繰越明許費繰越額を 625 万 4,000 円繰り越しましたので、実質収支額は 279 万 5,000 円となりました。なお、令和 4 年度の主要施策の成果につきましては農排 19 ページ、タブレットでは 184 ページの主要施策の成果説明書をご覧くださいますようお願い申し上げます。次に、認定第 5 号、令和 4 年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。タブレットでは 185 ページからになります。特別会計決算書、介護 29 ページ、タブレットでは 201 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。歳入総額が 7 億 3,339 万 8,000 円、歳出総額が 6 億 5,904 万 6,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 7,435 万 2,000 円の決算となりました。なお、令和 4 年度の主要施策の成果につきましては介護 31 ページ、タブレットでは 202 ページの主要施策の成果説明書をご覧くださいますようお願いいたします。最後に、認定第 6 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。タブレットでは 203 ページからになります。特別会計決算書、後期 15 ページ、タブレットでは 212 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。歳入総額が 7,167 万円、歳出総額が 7,103 万 4,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 63 万 6,000 円の決算となりました。なお、令和 4 年度の主要施策の成果につきましては後期 17 ページ、タブレットでは 213 ページの主要施策の成果説明書をご覧くださいますようお願いいたします。以上、各会計の決算概要につきまして簡単にご説明申し上げましたが、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 引き続き、地方自治法第 121 条の規定により代表監査委員の出席を求めていますので、令和 4 年度相良村一般会計及び相良村特別会計の歳入歳出決算の審査結果の報告を求めます。代表監査委員、渡邊法光君。

{「はい。」と、代表監査委員。}

○代表監査委員(渡邊法光君) 議員の皆様、おはようございます。6 月の定例会におきまして相良村監査委員に選任、同意をいただきました代表監査委員の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまから、令和 4 年度一般会計及び国

民健康保険特別会計ほか 4 件の特別会計の歳入歳出決算の審査の結果についてご報告いたします。地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき村長から審査に付されました令和 4 年度の決算につきましては、去る 7 月 21 日から実質 8 日間にわたり、議会選出の小善監査委員とともに関係帳簿及び収入支出証拠書類並びに証書を審査いたしました。この決算にあたりましては、監査基準によるほか決算審査意見書の 1 ページに記述しております 8 項目の視点に重点を置き監査を実施しております。その結果、決算計数は関係帳簿と符合しており、当該年度における決算は適正であると認めました。計数等、詳細につきましては決算審査意見書に記載しておりますのでご覧ください。終わりに、決算に関する意見書は、地方自治法 233 条第 4 項の規定に基づき小善監査委員との合議によるものであることを申し添えまして決算報告といたします。

- 議長(黒木正照君) 本件について説明及び審査結果の報告が終わりました。これから、認定第 1 号から認定第 6 号及び監査結果の報告についてまでの質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで暫時休憩とします。

○
休憩 午前 10 時 34 分
再開 午前 10 時 47 分
○

日程第 12 議案第 54 号

- 議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 12、議案第 54 号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第 54 号相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、相良中学校の部活動の地域移行について相良村運動部活動の地域移行に関する検討委員会を設置し検討する必要がありますので、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第 54 号につきまして、提案理由をご説明いたしました。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○
日程第 13 議案第 55 号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第 13、議案第 55 号、令和 5 年度相良村一般会計補正

予算第7号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第55号、令和5年度相良村一般会計補正予算第7号につきましてご説明申し上げます。タブレットでは33ページをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億96万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,416万1,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして10ページ、タブレットでは42ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、議会費関係では180万8,000円の増額補正ですが、14ページ、タブレットでは46ページの議会費で、議員研修費として118万3,000円などの増額補正をお願いするのが主なものでございます。次に、総務費関係では1億252万6,000円の増額補正ですが、総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金及び土地開発基金への積立金として9,495万5,000円、企画費で、15ページ、タブレットでは47ページの負担金、補助金及び交付金で、木造住宅建設補助金として400万円、戸籍住民基本台帳費で、戸籍情報・附票システム業務情報システム標準化対応に係る委託料として184万8,000円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、民生費関係では396万5,000円の増額補正ですが、16ページ、タブレットでは48ページの社会福祉費の社会福祉総務費で、介護保険低所得者保険料軽減負担金に係る介護保険特別会計への繰出金として46万7,000円、障害者福祉費で、更生医療給付事業及び重度訪問介護等利用促進補助金に係る国庫及び県支出金返還金として83万6,000円、児童福祉費の児童福祉総務費で、障害児入所等給付費負担金に係る国庫及び県支出金返還金として37万円、児童措置費で、児童手当及び子ども・子育て支援交付金など国庫及び県支出金返還金として187万4,000円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では223万3,000円の減額補正ですが、17ページ、タブレットでは49ページの保健衛生費の保健衛生総務費で、熊本県子ども医療費助成事業要領の改正に伴う子ども医療システム変更業務委託料として12万6,000円の増額補正を、簡易水道特別会計への繰出金305万8,000円の減額補正をお願いし、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種追加対応のシステム改修業務委託料として66万8,000円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では1,164万8,000円の増額補正ですが、18ページ、タブレットでは50ページの農業費の農業振興費で、川辺川葉たばこ共同乾燥組合に対する物価高騰補助金として74万円、農地費で、農業用排水路修繕料として130万円、農村総合整備事業費で、農業集落排水特別会計への繰出金として321万5,000円、温泉施設管理費で、茶湯里施設整備等補助金として100万円、19ページ、タブレットでは51ページの林業費の林道維持費で、林道維持補修費として200万円、林道維持管理用重機借上料として200万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では15万8,000

円の減額補正ですが、商工費の商工業振興費で、事業の実施に伴い不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものでございます。次に、土木費関係では1,230万円の増額補正ですが、土木管理費の登記事務費で、十島地区用地測量業務委託料として70万円、道路橋梁費の道路維持費で、村道維持管理修繕料及び賃借料として700万円、20ページ、タブレットでは52ページの住宅費の住宅建設費で、地域優良賃貸住宅整備事業用地購入費として205万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係では8万1,000円の増額補正ですが、消防費の防災対策費で、特定財源の減額に伴う財源組替を行い、都市防災総合推進事業費で、用地交渉用の職員旅費として8万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。最後に、教育費関係では7,102万6,000円の増額補正ですが、21ページ、タブレットでは53ページの教育総務費の事務局費で、学校建設等基金への積立金として6,999万9,000円などの増額補正をお願いするのが主なものでございます。これらの歳出の財源といしましては9ページ、タブレットでは41ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、県支出金、財政調整基金からの繰入金及び村債を減額し、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。また、8ページ、タブレットでは40ページの第2表地方債補正において臨時財政対策債及び消防施設整備事業の限度額の変更も併せてお願いするものでございます。以上、議案第55号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 8番議員、質問いたします。まず、歳出の18ページ。18ページの温泉施設管理費ということで、茶湯里施設整備等補助金ということで100万円を計上されておりますが、これは補助金をやってどのようなことをなされるのでしょうか。はい。お願いします。課長。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい、議長。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 議員の皆様、おはようございます。産業振興課長、お答えいたします。茶湯里施設整備等の補助金として100万円計上させていただいておりますが、これにつきましては老朽化した宿泊棟の、まず一番は温水器あたりの取り替えを行うもので、助成をするもので考えております。以上です。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) その件については了解しました。今度は20ページ。20ページ

の住宅建設費の中の地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託の200万。それから土地購入費のほうの賃貸事業用の用地購入で205万円。このことについては、どういう所にこういうことを計画されているのでしょうか。総務課長。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。この地域優良賃貸住宅につきましては、中堅所得者の入ることができる住宅になります。現在、柳瀬地区におきまして4戸を計画しているところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) 土地は。

○総務課長(川邊俊二君) はい。

○8番(小善満子君) 土地も柳瀬の

○総務課長(川邊俊二君) はい。土地も、その建てる所の土地を当初のほうでも上げてたんですが、宅地のほうの評価をいたしましたところ、雑種地ではなく宅地基準という評価が出ましたので、今回不足する部分を増額させていただいたところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) はい。分かりました。この議案とはちょっと関係がないんですが、9月はちょうど敬老祭の日です。今年は、当初予算に掲げてありますように、各地で敬老祭をするということで、ここに176万を計上されております。そのことについて、各区長さんに敬老祭をして欲しいということで、この前、区長会を開いてそのような依頼がされたと思うんですが、個人的に、私たちの地域はしないということです。敬老祭はまだコロナがあれして、だからそういうことで記念品を送りたいというようなことでございますが、その記念品については役場があっせんしていただくというようなことを聞きましたが、そのことについて、あっせんしていただく、例えば品物とか何かについて、保健福祉課長、どのような計画をされてるんですか。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 議員の皆様、おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。村のほうで準備いたしましたのは洗濯用の洗剤と食器洗い用の洗剤。それとゴミ袋のほうを準備いたしております。以上、お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 議長。はい、分かりました。まずですね、区長が言ってきた時に敬老祭はしませんけれども記念品をお配りしますということだったんですよ。だか

ら記念品と言ってもタオルとかあんなのは今はもういないから、みんな。みんなの、本当、高齢者ばかりのところは、そういうのは粗末にしてもう本当に廃棄するような時代なんですよ。だから物はいらない。だから消耗する品物をやはり記念品としてやって欲しいというようなことで依頼したんですが、今、答弁がございましたのに、消耗するような記念品ということで私も安心いたしました。以上です。これはこの議案にはなかったんですが、私は立場上、私、今、班長しておりますので、そのような立場上で、いろいろそういうことをお聞きしたいなと思っておりましたので。以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 6番、西本です。お尋ねします。ページは18ページです。それで、農業費の農業振興費で74万円の補助金が出ております。川辺川葉たばこ共同乾燥組合物価高騰補助金ということで出ておりますが、この物価高騰補助金というのは、この物価というのは、たばこ乾燥しますので燃油、油代のための補助だろうかということを、まず一番に確認したいと思います。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) はい、産業振興課長、お答えいたします。ただいまのご質問の件ですが、川辺川葉たばこ共同乾燥組合物価高騰の補助金ということで、今現在、高騰している燃料費等の助成について、令和2年から令和4年度にかけて上昇しておりますので、その割合に応じて補助金を出すものでございます。以上、お答えいたします。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい。ならばですねということで、次に質問あるんですけど、燃油の補助を、何年かずっと高騰してたから燃油を補助するということで答弁でございました。ならば他に、例えば園芸作物、イチゴとかトマトあたりも当然燃油です。冬の暖房あたりで燃油を使うんですよ。だから今、畜産あたりが、非常に高温で、ファン、扇風機あたりでもかなり電気代とか使いますもんで、そこも含めたところの畜産対策とかいうことも含めて電気料の補助とか、そういう園芸農家とか畜産あたりについての燃油、電気等の補助ということは、今回はたばこ農家の共乾の燃油補助でしたけど、そういうことまでは考えておられないのかなということで、村長どうですか。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 燃料補助については、たばこ、川辺川ということで、これは山江

地区の方と相良地区の方、両方おられますので、面積割で按分して山江と相良と補助すると。今、言われました園芸、施設園芸についても、もうそれは前に補助をしていますので。それしとったよね。

{「はい。」と、産業振興課長。}

うん。補助をしています。それとお茶のですね、

○6番(西本巳喜男君) お茶もね。

○村長(吉松啓一君) お茶もしております。1割補助ということですね。今回は共同乾燥場と。これについてもやはり村が補助しておりますが、ここに参加されていない農家もおられます。そこについては補助対象外になっているものですから、この共乾について、たばこ共同乾燥の、共乾についての一部燃料補助ということにしております。現在。要望もございまして、今、6番議員言われましたとおり各農家に、それぞれイチゴもトマト等も暖房使われますので、暖房使われる分については補助していくということにしております。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。今、村長答弁なさいました。過去に園芸作物関係等も補助しとったということで、ご覧のとおりもう円高が、もとい円安がずっと146円台を推移しておりますし、ウクライナのロシアの侵攻も含めてなかなか物価が下がらないということですので、非常に農家の方が難儀しておられますので、今後も含めて頑張って補助していただければということで願ひまして、質疑を終わります。以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。質疑をいたします。これもしかすると、すみません、説明されて聞き落したかもしれないですけど、18ページの農林水産業費、農業費の農地費130万円が農業用排水路修繕料と上がってますけど、これは場所はどこでこういった事業なのか、課長、説明方お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい、議長。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。農業用排水路の修繕料ということで計上させていただいておりますが、これにつきましては座談会の折に要望が上がっておりまして、広域農道沿いにある農業用の排水路の改修となっております。以上、お答えいたします。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 広域農道といたらあれですか。相良大橋を渡った所の、左側の

所ですかね。

{「はい。」と、産業振興課長。}

分かりました。課長、ご丁寧にありがとうございます。それからもう一つですけど、これは 20 ページの住宅管理費で、建設費ですね。すみません。委託料と公有財産購入費、先ほどこっと話出たところでありますけど、大体 405 万になりますけども、この住宅建設をする事業目的というか必要性をちょっと村長に確認的にお尋ねいたします。これは全国的に、ご存知でしょうけども、自治体とすれば二極化していて、人口減少、世帯数から労働人口すべて減ってる中で、自治体が取り組まないケースと取り組むケースが大きく分かれてるようではありますが、相良村にあたっては建設されるということですけども、これどういった理由なのか、思いついていうか、それをちょっとお聞かせ願えればと思っております。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) これは、人口減少もしております。4 番議員が現職の時に、パイは右も左も減ったり増えたりするという話をされました。私、当時、議員として山江のほうが増えてますよという話を申し上げましたが、結果的には今もそういうことで多くて、高齢化率も山江の方が下がっているということもございます。よって、極端に増やすんじゃなくて、村営住宅をやはり毎年といいますか、毎年 2 戸、4 戸と。災害の間、私になって災害の間も全然造っておりませんでしたので、今回は 4 戸を造らせていただく。本当はその時点で 2 戸、2 戸、2 戸と造っていけば、それが、若い方が多いもんですから結果的には保育園も増えるし、小学校も増えるということで、球磨郡全体、人吉球磨で考えれば人口がどうだこうだという話もございますが、相良村は人吉に一番近い所でございますので、村とすれば保育園、小学校等の人数確保も含めて、住民の方が増えていただくためにこういうことを実施したいと考えております。以上です。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、山江の話をされましたけども、その人口減少というのは現実的に食い止めるのは不可能であって、10 年、20 年、30 年先を考えて村づくりをしなきゃいけない中で人口を増やす意味、増やさなければいけない意味というのが自治体にとってどういった意義があるのか、お考えをお聞きしたいわけです。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○4 番(徳田正臣君) よその話じゃなくて村長としての考えですから。

○村長(吉松啓一君) お答えしますが。実際、現状として保育園も減っております。柳

瀬の保育園、暁あたりも当初 120 名ぐらい児童がいたのに、今もう 30 名程度です。それも村外から 7 名ほど来ておりますので、今度は保育園の維持ももう大変だと思う。なつめさんのほうについては小学校近くに来られたですけども、まあまあですが、相良村は再三言いましたとおり人吉球磨の中では人吉に近いということで希望される方も多いわけです。相良村は何かないか。空き家がないか。新築する場所がないかと以前からございましたので、新築がなかなか難しいところ、空き家がなかなか空かないところとかありまして、村営住宅が一番早くて現実的ではなかろうかということで考えて実施しております。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) もう一ついいですか。

○議長(黒木正照君) あと 1 回だけ

○議長(黒木正照君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) ここで議論じゃなくて、質疑でありますんでここで止めときますけど、ちなみにこれ柳瀬ということでありましたけど、立地については詳細は言えない部分があると思うんですが。これ言えるのかな。石倉跡地ではないですね。村長ちょっとお願いします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 先ほど言いました、深水も考えたんですが、先ほど言いました保育園が非常に、柳瀬のほうがもう少なくなって、できれば柳瀬のほうにという意見、保育園からもありましたし、その地区からもございましたので、4 番議員の周りが一番いいんですが、なかなかうんと言われない。内々で探したところ生協の近くあたりもあたってみました。いろんな所ですね。あの辺が一番いいかなと思って。石倉の所は L2 だもんですから村では建てられない。民間では建てられても、ご存知のとおり村で建てられないもんですから、それよりも上流のほうを担当等で探しましたところ、なかなか良い返事をいただきませんでした関係で、もうどうしても柳瀬地区内でしないと、最初に言いますとおり、保育園も含めてやっていかなければなりませんので。今、交渉中でございますので、どこと言われませんが、もうそこも内々ではあたりました。4 番議員の、相良で一等地ですけども、その辺もいろいろあたりましたけども、なかなかご理解を得られないところがございました。何かまたあれば、またそういうふうやっていこうと考えております。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、とりあえず以上です。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、1 番議員。}

はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) 1 番、川邊です。質疑いたします。18 ページ、タブレットでいく

と 50 ページになるんですけれども、補助金の受精卵協議会。多分初めて聞いた気がするので、これについてと、19 ページ、タブレットでいくと 51 ページになるんですけど、委託費の十島地区の用地測量の業務なんですけれども、これについてと、21 ページ、タブレットでいうと 53 ページです。積立金の学校建設基金なんですけど、昨年度も基金されたと思うんですけど、一応その目標的な基金が、金額があったらお答えをお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい、議長。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。受精卵協議会の運営補助金ということで 20 万の計上となっておりますが、受精卵を保管するための窒素ボンベを協議会で購入されるということで、その助成をと考えて計上させていただいております。以上、お答えいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。ペーパーでは 19 ページ、タブレットでは 51 ページの委託料のご質問ですけれども、これは、十島の踏切を渡った所から村道十島線という村道がありまして、当時、その村道を、道路改良工事の際に用地を取得するわけですけど、何らかの要因で個人名義の土地がそのまま登記されずに残っていたというところが発覚いたしまして、地目的には公衆用道路になってるんですけど、個人名義の土地を相良村に所有権移転登記するための分筆測量の委託料ということで今回計上させていただいております。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず今回、この基金のほうに積んだ理由としましては、まず、今年の決算剰余金のほうが 2 億 8,000 万程度ございました。地方財政法第 7 条によりまして、決算剰余金の 2 分の 1 を下らない、2 分の 1 以上の金額については剰余金の生じた翌々年度までに積み立てをするか、又は繰り上げ償還する財源にするかということで決められております。今回、全額を財政調整基金のほうに積み立ててもよかったんですが、今後、発生すると思われる学校関係の大規模な改修等が今後計画されているという話を聞いておりますので、現在 3,000 万円の積み立てを行っております。金額は今回 6,999 万ですが、当初のほうで 1,000 円計上しておりますので、今回 7,000 万、学校基金のほうに積みまして、今後発生する学校関係の建設の財源として活用したいというふうに考えております。幾らぐらいまでなのかということに対しましては、まだ詳細的な、最終的な額のほうが、まだお聞きしておりませんので、その金額が出ましたら、およそ、ある程度の金額設定ができるのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。内容について、分かりました。ありがとうございました。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 1 4 議案第 5 6 号から日程第 1 6 議案第 5 8 号

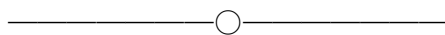
○議長(黒木正照君) 次に、日程第 14、議案第 56 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 2 号から日程第 16、議案第 58 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号までを一括して議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 56 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 2 号から議案第 58 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号について一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 56 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 55 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 803 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,386 万 7,000 円とするものでございます。補正の内容としましては 6 ページ、タブレットでは 60 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 9 ページ、タブレットでは 63 ページの簡易水道事業費の施設管理費で、簡易水道施設改修事業に伴う測量設計業務委託料として 803 万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 8 ページ、タブレットでは 62 ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金を減額し、繰越金、諸収入及び村債をもって充てるものでございます。また、5 ページ、タブレットでは 59 ページの第 2 表地方債補正において新たに田代地区簡易水道浄水施設整備事業の借入限度額及び起債の方法等の追加についても併せてお願いするものでございます。次に、議案第 57 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 64 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 600 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,254 万 4,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 5 ページ、タブレットでは 68 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては 8 ページ、タブレットでは 71 ページの農業集落排水施設費の施設管理費で、公共樹設置工事請負費として 600 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。歳入につきましては 7 ページ、タブレットでは 70 ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金及び繰越金を充てる

ものでございます。最後に、議案第 58 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げますが、タブレットでは 72 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,091 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,942 万 5,000 円とするものでございます。補正の内容としましては 5 ページ、タブレットでは 76 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては 8 ページ、タブレットでは 79 ページの保険給付費の高額介護合算療養費で、高額介護合算療養費負担金として 30 万円、地域支援事業費の任意事業費で、地域自立生活支援事業として 15 万円、諸支出金の償還金で、令和 4 年度の給付実績等の確定に伴い、国及び県への返還金として 1,161 万 9,000 円、支払基金への返還金として 801 万 9,000 円。9 ページ、タブレットでは 80 ページの諸支出金の他会計繰出金で、一般会計への過年度返還金分繰出金として 68 万円などの増額補正お願いするものが主なものでございます。歳入につきましては 7 ページ、タブレットでは 78 ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金及び繰越金をもって充てるものでございます。以上、議案第 56 号から議案第 58 号までを一括してご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 17 議案第 59 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 17、議案第 59 号、村道路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 59 号、村道路線の認定につきまして提案理由をご説明申し上げます。相良村大字柳瀬字立神地内の、せせらぎの丘造成団地の竣工に伴い造成団地内の道路を村道として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、ご提案するものでございます。今回の認定路線名及び認定延長は、村道せせらぎの丘 1 号線、306 メーター及び村道せせらぎの丘 2 号線、57.8 メーターでございます。以上、議案第 59 号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、質疑をいたします。いわゆる吉野尾の、せせらぎの丘の

所の村道認定ということではありますが、ちょっと私も分からないもので、もちろん質疑であります、ここは道路が必要でありますけども。もちろん。一般村民が一般的ないろんな活動の中で通られる道ではなくて、現実的にはこの団地内の方がメインになってくると思うんです。この場合もやはり村道として認定する方法しかなかったんでしょうかね。他に、何か他のやり方というのは考えられなかったのかをちょっとお尋ねいたします。他の自治体も含めてこういった団地というか、村営の団地がありますけど、そこもやはり村道として認定してるんでしょうかということも含めてですね。はい。お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。ご質問の内容につきまして総務課のほうとも協議はいたしてきたんですけれども、すべての区画が、まだ売買契約が終わってるわけでもありません。それと近くのニュータウン地内についても村道として認定しておりますので、そうですね、その集落の方たちが管理できるような私道としての取り扱いというのはどうかなという検討ももちろんあったんですけれども、最終的には村道として村が管理していくというところで今回提案したところでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) ごめん。ちょっと他の自治体はどぎゃん状況かっていうことも、

○建設課長(大土手寛君) 他の自治体、

○4番(徳田正臣君) うん。錦とか山江とかも村営住宅とかあつですたいね。

○建設課長(大土手寛君) ああ、

○4番(徳田正臣君) 同じような状況があると思うんですけど、そういう、やはりこうやって村道として認定してるのかです。

○建設課長(大土手寛君) すみません。それはちょっと総務課のほうで答弁していただきたいと思います。

○4番(徳田正臣君) はい、総務課長。

○議長(黒木正照君) 課長、よろしいですか。

{「はい。」と、総務課長。}

はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。他自治体の状況については把握しておりません。はい、以上でございます。

○4番(徳田正臣君) 把握してない。

○総務課長(川邊俊二君) はい。

○4番(徳田正臣君) 以上でいいです。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) 取り消し。

○議長(黒木正照君) はい。はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 59 号、村道路線の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 59 号、村道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。



日程第 18 同意第 13 号

○議長(黒木正照君) 次に日程第 18、同意第 13 号、相良村教育委員の任命についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) はい。それでは、同意第 13 号、相良村教育委員会委員の任命について提案理由をご説明申し上げます。相良村教育委員会委員、中村和弘氏の任期が令和 5 年 9 月 19 日をもって満了することに伴い、再度、同氏を相良村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第 13 号につきましてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。

{「はい、議長、ちょっと発言を求めますけど、よろしいですか。」と、4 番議員。}

どのようなことでしょうか。

{「ですから、発言を求めるので自席でいいですか。私は自席で構いませんけど。」と、4 番議員。}

いや、どういう内容か言っていたかかないと。

{「採決の方法ですね。採決の方法を起立採決で行っていただけないか、全協で議論し

たことでありますけど、」と、4 番議員。

それは結構です。

{「だから、この場では意見として」と、4 番議員。}

○議長(黒木正照君) 暫時休憩します。

—————○—————
休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 36 分
—————○—————

○議長(黒木正照君) はい、休憩前に引き続き会議を開きます。これから採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 8 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番議員、川邊一徳君、

{「はい。」と、1 番議員。}

8 番議員、小善満子君、

{「はい。」と、8 番議員。}

を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊一徳君、小善満子君、開票の立会いをお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第 13 号、相良村教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}

○議長(黒木正照君) ここで暫時休憩をとります。

○
休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 43 分
○

日程第 19 委員会付託の件

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に日程第 19、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています認定第 1 号から認定第 6 号まで及び議案第 54 号から議案第 58 号は、配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

○
散会 午前 11 時 44 分